

(1) 特定工場等に係る騒音・振動の規制基準

① 騒音規制法に規定する指定地域及び規制基準

(単位:デシベル)

区域の区分	時間	午前8時から 午後6時まで	午前6時から 午前8時まで 午後6時から 午後9時まで	午後9時から 午前6時まで
	地域			
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	50	45	40
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	55※	50※	45※
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区域	65※	60※	50※
第4種区域	工業地域	70※	65※	55※

② 振動規制法に規定する指定地域及び規制基準

(単位:デシベル)

区域の区分	時間	午前6時から 午後9時まで	午後9時から 午前6時まで
	地域		
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65※	55※
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 用途地域の指定のない区域	70※	60※

※次に掲げる施設の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準値は、各欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。

- ア, 学校
- イ, 保育所
- ウ, 患者を入院させるための施設を有する病院及び診療所
- エ, 図書館
- オ, 特別養護老人ホーム
- カ, 幼保連携型認定こども園

(2) 特定建設作業に係る騒音・振動の規制基準

① 騒音規制法に規定する指定地域及び規制基準

(単位:デシベル)

備考

区域の区分		規制基準
第1号区域	第1種区域	85デシベル以下 19～7時禁止 1日10時間以内 連続6日以内 日曜日その他の休 日の禁止
	第2種区域	
	第3種区域	
	第4種区域の内, 次に掲げる施設の敷地の周囲 80メートルの区域内	
	学校	
	保育所	
	病院及び診療所の内, 患者の収容施設を有するもの	
	図書館	
第2号区域	特別養護老人ホーム	85デシベル以下 22～6時禁止 1日14時間以内 連続6日以内 日曜日その他の休 日の禁止
	幼保型連携型認定こども園	
第4種区域		

ア, 第1種区域…第1種低層住居専用地域, 第2種低層住居専用地域

イ, 第2種区域…第1種中高層住居専用地域, 第2種中高層住居専用地域

第1種住居地域, 第2種住居地域, 準住居地域

ウ, 第3種区域…近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 用途地域の指定のない区域

エ, 第4種区域…工業地域

② 振動規制法に規定する指定地域及び規制基準

(単位:デシベル)

区域の区分		規制基準
第1号区域	第1種区域	75デシベル以下 19～7時禁止 1日10時間以内 連続6日以内 日曜日その他の休 日の禁止
	第2種区域として指定された区域のうち工業地域を除く区域	
	工業地域の内, 次に掲げる施設の敷地の周囲 80メートルの区域内	
	学校	
	保育所	
	病院及び診療所の内, 患者の収容施設を有するもの	
	図書館	
	特別養護老人ホーム	
第2号区域	幼保型連携型認定こども園	75デシベル以下 22～6時禁止 1日14時間以内 連続6日以内 日曜日その他の休 日の禁止
	第2種区域として指定された区域のうち工業地域	

備考

- ア, 第 1 種区域…第 1 種低層住居専用地域, 第 2 種低層住居専用地域
第 1 種中高層住居専用地域, 第 2 種中高層住居専用地域
第 1 種住居地域, 第 2 種住居地域, 準住居地域
- イ, 第 2 種区域…近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 工業地域
用途地域の指定のない区域